

国際人権法上の〈知る権利〉 特定秘密保護法批判のために

2013年12月23日 名古屋

英国エセックス大学人権センター

藤田早苗

Sanae Fujita



THE WORLD BANK, ASIAN DEVELOPMENT BANK AND HUMAN RIGHTS

Developing Standards of Transparency,
Participation and Accountability



国際人権法

第2次大戦中の著しい人権侵害に対する反省

人権は国内事項→国際関心事に

国連の目的

「人種、性、言語又は宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」(国連憲章55条c)



フランク・ラ・ルー
国連特別報告者
(表現の自由)



アナンド・グロー
バー
国連特別報告者
(健康への権利)

ナビ・ピレイ
国連人権高等弁務官



表現の自由に関する国連特別報告者 (フランク・ラ・ルー) 声明 11月21日

- ・ 特別報告者——日本を含めた人権理事会によって任命された独立専門家
- ・ 国際法における人権基準に照らし合わせた法案の適法性について憂慮を表明。
- ・ 「秘密保護法案は透明性を脅かすものである」「秘密を特定する根拠が極めて広範囲であいまいだ」「内部告発者、そして秘密を報道するジャーナリストにさえも重大な脅威をはらんでいる」
- ・ 首相「誤解だ」「人権理事会の意見ではない」

国連人権高等弁務官(ナビ・ピレイ)12月3日 政府や国会に慎重な審議を促す

- ・「何が秘密を構成するかなど、いくつかの懸念が十分明確になっていない」
- ・「国内外で懸念があるなかで、成立を急ぐべきではない」
- ・「政府がどんな不都合な情報も秘密として認定できてしまう」
- ・「日本国憲法や国際人権法で保障されている表現の自由や情報にアクセスする権利への適切な措置が必要」
- ・→首相「外務省によると、修正が施され、国会がチェック・アンド・バランスの役割を果たしているということについて評価をいただいている」　　？　？　？

日本が批准している国際人権条約

- ・ 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約(社会権規約)
1979年批准
- ・ 市民的、政治的権利に関する国際規約(自由権規約)1979年批准—19条「表現の自由・情報へのアクセス権」
- ・ 人種差別撤廃条約 1995年批准
- ・ 女性差別撤廃条約 1985年批准
- ・ 拷問禁止条約 1999年批准
- ・ 子どもの権利条約 1994年批准
- ・ 障害者の権利条約 2013年12月批准(4日国会承認)

「批准」

条約や協定を国として確認・同意すること。

「その条約をわが国も取り入れて守る」
という意味

国際人権条約の国内実施

- ・ 憲法98条2項 「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」
- ・ 日本では国際人権基準を国内法で実施
→人権条約に反する国内法は改定・廃止しなくてはならない。(条約は法律より上位。)
(ex.男女雇用機会均等法、非嫡出子相続差別の是正)

国際人権基準

- ・ 条約の他に、国連総会や人権理事会が採択した宣言や規則、各種ガイドライン、条約機関が出す一般的意見、見解、勧告などが含まれている

各人権条約には委員会がある

条約によって設置された委員会。委員は加盟国によって任命された個人の専門家

- ・ 報告書審査・・・定期的に締約国は条約の実施状況を報告し、審査を受ける→「最終見解」

自由権規約委員会による日本に対する次回の審査は2014年7月

- ・ 個人通報制度（日本は未批准→使えない）
- ・ 一般的意見（General Comment）--条約規定の解釈。締約国の実施義務の内容を具体的に提示

「情報にアクセスする権利（知る権利）」についても

- ・ 特別報告者による報告書

「情報へのアクセス権（知る権利）」についても
フランク・ラ・ルーによる報告書（2013年9月）

→ 人権規約の実施に考慮すべきもの

- ・ 自由権規約人権委員会の見解と特別報告者の報告書—「情報へのアクセス権」に関する原則→「ツワネ原則」の基本・土台

情報にアクセスする権利

「情報の自由は基本的な人権であり、国連が関与するすべての自由のかなめ石である。」

第1回国連総会決議59(1)(1946年12月14日)

定期的に選挙を行い、政府に対して批判の声をあげる野党があって、新聞が広範囲の検閲を受けることなく自由な報道を行い、政府の政策の賢明さを疑問視することが許されている独立国家――そのような独立国家が、これまで飢饉に苦しんだことは一度もない。

（アマルティア・セン）

世界人権宣言19条

- ・ すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

市民的及び政治的権利に関する 国際規約（自由権規約）19条

- ・ 1項： すべての者は、干渉されることなく意見をもち権利を有する。
- ・ 2項： すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

情報にアクセスする権利の原則

- ・ 自由が原則であり、制限(を加えること)は例外

Freedom is rule, limitation is exception

→「情報にアクセスする権利」に関して

「まずは公開を前提とすべし」と考える。

公開/が望ましいという推定。

Presumption in favour of disclosure
(→ツワネ原則10)

情報へのアクセスに対する制限

19条3項

19条3項： 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

情報へのアクセスに対する制限

19条3項

- ・ 情報へのアクセスが否定されるときはその理由は明確にかつ狭く定義されるべき。
- ・ 国内法は明確にかつ狭く定義された公開の例外事項のリストか公開を拒否する理由の説明を含むべき。
- ・ そして 次の三つの条件を満たさねばならない。アクセスへの制限は法によって規定されなければならない
- ・ 19条3項の(a)と(b)に規定されている理由に関してのみ制限を課すことができる (a.他の者の権利又は信用の尊重 (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護)
- ・ 制限はそれらの目的のために必要でなければならない

公開による損害と公共の利益に関するテスト

情報公開によって相当な損害が生じる危険性がある場合のみ制限を加えることができるが、その場合も政府はその情報公開がどうして損害になるのか、どのようにどれくらいの損害になるのか、を説明しなければならない。

また、その制限が国際人権法に矛盾しないものであることを説明する責任がある。

- ・そして、公開によって生じうる損害は公開による公共の利益よりも大きくなければならない。

つまり、ある情報の公開により損害が生じる危険性があっても、その情報を公開することによる公共の利益のほうが大きい場合は、公開しなければならない。(→ツワネ原則3)

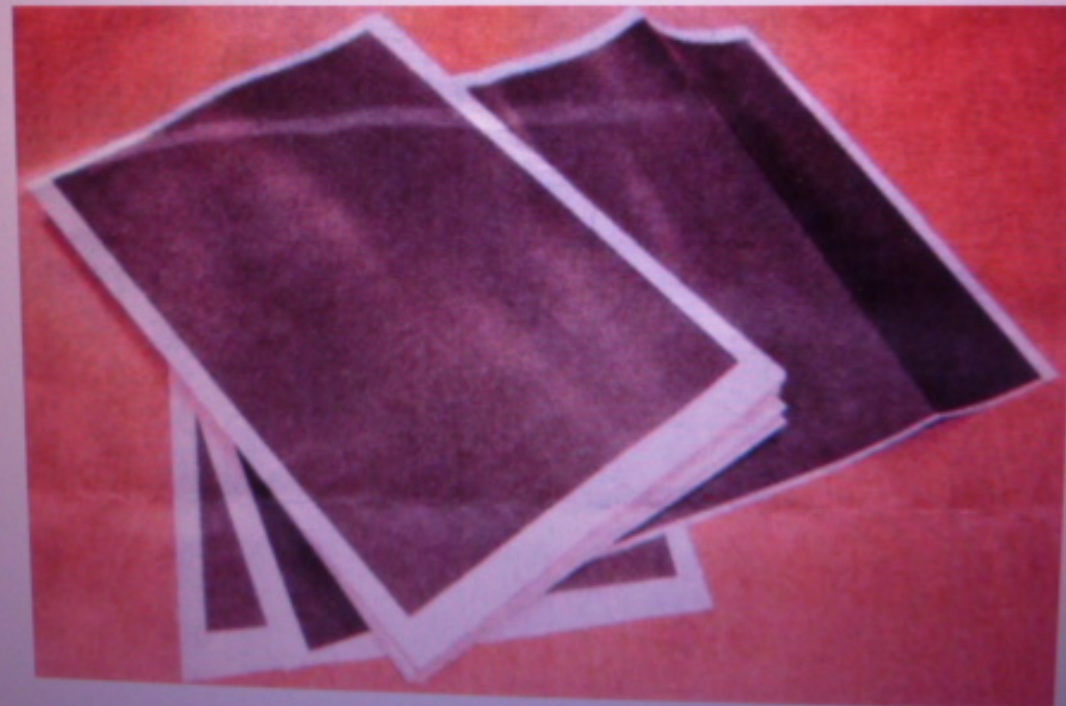
- ・公開によって生じる損害が大きいのか、公益のほうが大きいかは「**独立機関**」によって判断されなければならない。

その判断は情報を所持する機関ではいけない。
(ツワネ原則4)

【閲覧注意】原子力規制庁が日本共産党の
笠井亮衆院議員に提出した福島第1原発の核
物質防護措置に関する全135ページが完全黒
塗りの資料（写真）

pic.twitter.com/n1yyukVOah

← Reply ↻ Retweet ★ Favorite ... More



ラ・ルーによる秘密保護法に対する声明でも

- ・「公共問題に関する情報を秘密にすることが正当であるのは、その情報が公開されることで重大で実証可能な危険性があり、なおかつその危険性が情報を公開することによる公共の利益を上回る場合だけである。」
- ・「例外的に、情報が機密にされる必要があると当局が認めた場合でも、独立機関の審査が不可欠」

情報にアクセスする権利に関する 原則

(a) 最大限の情報公開

(b) 公表、出版の義務

- ・ 情報請求に応じるだけでなく、相当な公益に資する文書を広く公表し流布すべき

(c) 開かれた政府 (open government) の促進

- ・ 人々は「知る権利」があることを知らされるべき。政府の役人が人々の情報公開への要求に適切に応じられる様に訓練

(d) 公開への制限の限定

(e) アクセスを促進する手続き

情報にアクセスする権利に関する 原則

(f) コスト

情報請求にかかる料金がアクセスを妨げないよう

(g) 開かれた会議

最大限の情報公開の概念に従い、政府機関の会議は一般に公開するという推定を確立するべき。

(h) 公開優位

情報が最大限に公開されるために、この原則に反する法律は改定または廃止されなければならない。

i) 内部告発者の保護



人權理事会



自由權規約委員會

ARTICLE 19 (London)



ARTICLE19 (NGO)

Re-Tweet → 100,000人



日本の人権外交

・ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>

「われらは、平和を維持し、専制と隷従、
圧迫と偏狭を地上から永遠に除去し
ようと努めている国際社会において、
名誉ある地位を占めたいと思ふ。」

日本国憲法前文

改憲案から削除

- ・ 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである